

教職第1592号  
平成22年3月19日

各市町村教育委員会教育長  
各市町村立学校長  
各県立学校長  
関係課所館長

様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

育児休業者を扶養手当における扶養親族として認定する際の取扱い  
について（通知）

雇用保険法等が改正され、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した者については、育児休業給付等のうち育児休業期間中に支給される部分と職務復帰後6月経過後に支給される部分が統合され、全額育児休業期間中に支給されることとなりました。つきましては、平成22年4月1日以降、育児休業期間中の者についての扶養親族認定については、下記により取り扱ってください。

なお、これに伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業者を扶養手当における扶養親族として認定する際の取扱いについて（平成14年3月29日教職第943号）は、廃止します。

記

育児休業を取得する者（当該育児休業に係る子についての育児休業を既に取得している者が、再度の育児休業を取得する場合を含む。）を扶養親族として認定する場合、育児休業開始時における配偶者等の向こう1年間の所得見込額が所得限度額未満の場合で、かつ、主として職員に扶養されると認められる場合には、当該期間中について、その配偶者等を職員の扶養親族として認定することができる。

また、育児休業開始時における配偶者等の向こう1年間の所得見込額が所得限度額以上となるために、その配偶者等を職員の扶養親族として認定できなかつた場合であっても、当該育児休業に係る子が1歳に達する日以降において引き続き育児休業期間が継続する場合は、当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日を基準として向こう1年間の所得見込額を改めて算出し、それに基

づき認定することができる(その場合の事実発生日は当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日とする。)。

注1 育児休業期間が延長される場合においては、育児休業開始時(育児休業の延長期間の初日が当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日以降の場合には、当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日)を基準として向こう1年間の所得見込額を改めて算出し、所得限度額未満である場合には、扶養親族として認定することができる。その場合、育児休業の延長の期間の初日を事実発生日として取扱い、事実発生日の翌月(その日が月の初日である場合はその月)から扶養手当の支給又は額の改定を行うものとする。

注2 平成22年3月31日までに育児休業を開始した者にあっては、当該育児休業に係る子が1歳に達する日までの期間に対して支給される育児休業給付等の一部について、職務復帰後(復帰日が当該育児休業に係る子が1歳に達した日後であるときは、当該育児休業に係る子が1歳に達した日後)6月経過後に支給されることから、育児休業中の育児休業給付等に係る所得見込額は、当該期間に対して支給される育児休業給付等の額から職務復帰後に支給される育児休業給付等の額を差し引いた額とし、職務に復帰した後の給与等を加えた向こう1年間の所得見込額(その他の恒常的な所得も含める。)に基づき認定すること。

なお、所得見込額算出時から向こう1年間に職務復帰後に支給される育児休業給付等の額がある場合には、これを所得見込額に含めること。

## <例>

### 1 育児休業開始時から1年間の所得が130万円未満の場合

H22.5.10生	7.6	23.5.10	7.5
産後休暇	育休(毎月の給付あり)	復帰	

A

育児休業開始時から1年間(A)の所得が130万円未満であれば、育児休業期間中は扶養親族として認定することができる。

### 2 育児休業開始時から1年間の所得が130万円以上の場合

H22.5.10生	7.6	23.5.10	7.5	12.10	24.5.9
産後休暇	育休(毎月の給付あり)	育休		復帰	

A

B

育児休業開始時から1年間(A)の所得見込額が130万円以上であっても、当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日を基準として向こう1年間(B)の所得見込額が130万円未満であれば、当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日以降(H23.5.10～)については扶養親族として認定することができる。

なお、上記のように、B期間中に復帰後の給与が支給される場合は、所得に含めることに注意する。

### 3 育児休業期間が延長される場合

H22.5.10生	7.6	23.5.10	7.5	24.5.9
産後休暇	育休(毎月の給付あり)	育休	延長	

A

当初、当該育児休業に係る子が1歳に達する日の翌日から1年間(A)の所得見込額が130万円以上であっても、育児休業期間を延長することから所得見込額が減少するため、改めてAの期間の所得見込額を算出した結果、130万円未満となれば、扶養親族として認定することができる。

この場合、育児休業の延長の期間の初日(H23.7.5)を事実発生日として取扱い、事実発生日の翌月(8月)から支給又は額の改定を行うものとする。

### 4 平成22年3月31日までに育児休業を開始した場合

H22.1.10生	3.6	23.1.10	3.5	7.31	24.1.9	25.1.10
② 産後休暇	育休(毎月の給付あり)	育休	(育児休業給付②)		復帰	

A

B

例1・2と同様の取扱い。

なお、上記のように、B期間中に職務復帰後に支給される育児休業給付等(上記の図中では「育児休業給付②」)がある場合は、所得に含めることに注意する。